

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町
開催要項(募集用)(2025 年 11 月 10 日現在)

全体テーマ:「地方自治から広げる子どもの権利」

～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

■趣旨

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子ども施策のあり方やまち・コミュニティづくりの展望を見出すために、自治体関係者と研究者・専門家・NPO 等が連携・協力して、2002 年から開催しています。このシンポジウムの趣旨は、自治体関係者と専門家等が連携・協力をしながら、①子ども施策(子ども関係の法・制度および政策・事業を含む)についての情報交換および経験交流を行うこと、②自治体職員や専門家等の子ども施策に関する研修の機会を提供すること、③日本における「子どもにやさしいまち・コミュニティ」を推進し、ネットワークを構築することにあります。このシンポジウムでは、子どもの権利のグローバルスタンダードである国連「子どもの権利条約」と具体的な子ども施策を担う「地方自治」を大切にしています。国際的な視点を持ち、国際社会と連携しながら、「地方自治」において、①子どもをとりまく現状、②行政施策の展開、③市民社会での取り組みなどをふまえ、子どもの思い、考え、意見を真に反映した子ども施策、子ども支援・子育て支援、まち・コミュニティづくりをどのようにすすめていくのかなどについて検討してきています。

22 回目を迎える今年度のシンポジウムは、埼玉県三芳町で開催します。三芳町では、これまで子ども議会、中学生の海外派遣等、子どもの意見や地球市民意識の醸成に取り組んできました。2024年12月に子どもの意見を踏まえた「三芳町子どもの権利に関する条例」を制定し、この条例を基本理念とし、実効性のある施策につなげるため、「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」に取り組み、現在、候補自治体として庁内横断的に子どもの目線に立った施策を推進しています。

今年度の全体テーマは、「地方自治から広げる子どもの権利」～子どもと創る子どもにやさしいまちづくり～です。自治体ごとに人口・財政・人的資材の状況等が異なるため、子どもの権利保障の地域格差が表出し始め、子どもの権利条約に基づく普遍的な保障をどう地方自治の枠組みで担保できるかが課題となっています。また、子ども基本法が制定され、自治体ごとに子どもの権利に関する条例や自治体子ども計画の策定が進み始めていますが、実効性のある条例の運用や具体的な施策やその点検・評価、自治体施策への子どもの意見表明や参加の仕組みは、まだ手探りの状況です。

そこで、国の政策に比べて、自治体は子どもの生活に直結する施策を実施することができるといふ強みを生かしつつ、権利保障の不均衡や制度的な限界をどう克服していくか、そして地方自治をどのように子どもの参加で創っていくことができるのかについて、みなさんと一緒に考えたいと思います。

- 日 時 2026 年(令和8年)2月7日(土)～8日(日)
- 会 場 三芳町文化会館コピスみよし(三芳町藤久保1100-1)ほか
- 主 催 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町実行委員会、三芳町
- 参加方法 事前申込制による現地参加(全体会・分科会ともに要申込み)
 ※座席数に余裕がある場合、全体会のみ当日の参加も可能です。
 ※オンライン視聴による参加も可能です。
- 資料頒布 報告資料代 1,500 円(事前振込。当日現地購入の場合は、販売手数料含めて 1,650 円となります)。当日、受付にてお渡しします。
 ※報告資料データの無償送付は致しません。
 ※報告資料のデータ送付をご希望の方は、入金確認後、ダウンロード URL の送付を行います。
 ※オンライン視聴による参加で、報告資料集購入の場合は、入金確認後、シンポジウム終了後にレターパックライトで郵送します(別途 1 冊につき 430 円が必要です)
 ※お振込みに係る手数料は、申込者の負担となりますので、ご了承ください。

■日 程

【2月7日(土)】会場:三芳町文化会館 コピスみよし ホール
 (埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1)

時間	内容
13:00～13:45	オープニング 三芳町のお囃子(子ども囃子)
	実行委員会 開会挨拶 野村 武司 実行委員長 (国連NGO・特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所 副代表)
	来賓挨拶 埼玉県福祉部こども政策局長 尾崎 彰哉 様
	開催自治体 歓迎挨拶及び開催自治体報告 三芳町長 林 伊佐雄
13:50～16:45	全体会
	シンポジウム 「地方自治から広げる子どもの権利」 ～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～ 基調講演・自治体報告(3 自治体) 子ども参加の活動報告 パネルディスカッション

交流会 会場:三芳町文化会館 コピスみよし ミニホール

時間	内容
受付 17:00～ 歓迎イベント 17:10～ 交流会 17:15～19:15	・ウエルカムイベント ・行政職員、実務者、研究者、相談員、子ども関連団体職員等、市民が、子ども施策についての情報交換および経験交流を行う貴重な場となります。ふるってご参加ください。 自治体シンポジウム申込サイトから、同時にお申込みください。 参加費 5,000 円(事前申込)

【2月8日(日)】 会場:三芳町役場・文化会館・総合体育館
(埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1100番地1)

時間	内容	会場	コーディネーター
10:00～ 12:00 13:30～ 15:30	分科会① 子どもの相談・救済	三芳町文化会館 ホール	間宮 静香、福田 みのり、 安 ウンギョン、横井 真
	分科会② 子どもの虐待防止	三芳町役場 庁舎 4 階会議室	野村 武司、鈴木 秀洋、 川松 亮、中板 育美、 小出 真由美
	分科会③ 子どもの居場所	三芳町文化会館 ミニホール	安部 芳絵、浜田 進士、 西野 博之
	分科会④ 子ども参加	三芳町役場 庁舎 3 階会議室	林 大介、川野 麻衣子、 喜多 明人、吉田 祐一郎
	分科会⑤ 子ども計画	三芳町総合体育館 3 階研修室	加藤 悦雄、井上 寿美、 森田 明美、我謝 美左子
	分科会⑥ 子ども条例	三芳町役場 庁舎 5 階会議室	吉永 省三、松倉 聡史、 内田 塔子、松原 信継
15:50～ 16:50	公開コーディネーター 会議	三芳町文化会館 ホール	半田 勝久、飯塚結花 (各分科会から 1 名)

【2月7日～8日】子どもの意見表明の取組 会場:三芳町文化会館 展示室

9:00～17:00	いけん☆はらっぱ 段階的な子どもの意見表明の展示 趣旨:子どもの意見聴取について、段階的な表明の場を設定し、 今後は意見表明が文化となるよう促す取組みを紹介するもの。
------------	---

【2月6日(金)】 会場:三芳町総合体育館 研修室(オンラインなし)

時間	内容
13:30～18:40	子どもの相談・救済に関する関係者会議(非公開) ※対面のみ、オンライン配信なし。関係者のみご案内します。

シンポジウム（2月7日 13：50～16：45）

全体テーマ：「地方自治から広げる子どもの権利」

～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～

【趣旨と論点】

2023（令和5）年4月、子どもの権利条約の精神にのっとった「こども基本法」が施行され、自治体には、子どもや関係当事者、市民の声を反映しながら子どもの権利に基づく子ども施策を創出する機能が求められています。特に、「こども基本法」第11条では、国及び地方公共団体に「こども施策に対するこども等の意見の反映」が規定されています。

子どもの権利保障においては、本来自治体規模は関係なく実施していくことが理想ではありますが、自治体ごとに人口・財政・人的資材の状況等が異なるため、子どもの権利保障の地域格差が表出し始め、子どもの権利条約に基づく普遍的な保障をどう地方自治の枠組みで担保できるかが課題となっています。また、こども基本法が制定され、自治体ごとに子どもの権利に関する条例や自治体こども計画の策定が進み始めていますが、実効性のある条例の運用や具体的な施策やその点検・評価、自治体施策への子どもの意見表明や参加の仕組みは、まだ手探りの状況です。

そこで、国の政策に比べて、自治体は子どもの生活に直結する施策を実施することができるといふ強みを生かしつつ、権利保障の不均衡や制度的な限界をどう克服していくか、そして地方自治をどのように子どもの参加で創っていくことができるのかについて、みなさんと一緒に考えたいと思います。

■シンポジウム

● 基調講演「地方自治から広げる子どもの権利」

野村 武司（東京経済大学 現代法学部長・教授）

● 自治体報告

- ・東京都武蔵野市 武蔵野市子ども家庭部長 勝又 隆二
- ・東京都杉並区
- ・埼玉県和光市 和光市子ども安心部長 平川 京子

● 子ども参加の活動報告

- ・地域の子どもの居場所づくりと、三芳町子どもまちづくり事業補助金を活用した中学生の取組（仮）

特定非営利活動法人 れでいばーど/れでいーばーどキッズ チームおなかま

● パネルディスカッション

*コーディネーター 半田勝久・安ウンギョン・矢尾板俊平（予定）

分 科 会 （2月8日 10：00～15：30）

■第1分科会：子どもの相談・救済

テーマ	子どもの相談・救済「いま、あらためて制度改善を問う」
内 容	国連子どもの権利委員会の一般的意見 2 号は、子どもの権利条約を批准した国に独立した子どもの権利救済機関の設置を求めている。日本では、国レベルの独立した子どもの権利救済機関は設置されていないものの、1999 年に川西市が条例に基づく子どもの人権オンブズパーソン制度をつくったのを皮切りに、2025年5月時点で 57の自治体が条例に基づき救済機関を設置している。 2023 年にこども基本法が施行されたことで、自治体が子どもの権利救済機関をつくらうとする動きが加速している。しかしながら、条例があっても必要な機能と権限が条例上規定されていない自治体、独立性・第三者性が担保できていない自治体、他の相談窓口との違いが意識されていない自治体など、一般的意見 2 号の求める子どもの権利救済機関の条件を満たしていない自治体も見受けられる。また、既存の子どもの権利救済機関においても、相談や調整が中心となり、申立てや自己発意による制度改善や意見表明などが積極的になされていない現状がある。そこで、本分科会では、子どもの権利救済機関の機能のうち、その根幹ともいえる制度改善に向けた機能に着目し、あらためて権利救済機関の存在意義を明らかにする。
報 告	1.基調報告：子どもの権利救済機関の機能と役割 間宮 静香（弁護士、名古屋市子どもの権利擁護委員） 2.自治体等報告 （1）発意事例の報告 成瀬 大輔（前・国立市総合オンブズマン） （2）提言事例の報告 曾我 智史（兵庫県尼崎市 子どものための権利擁護委員会委員長） （3）子どもの権利救済機関の普及・促進のために追求する課題 横井 真（公益社団法人 子ども情報研究センター研究員） 3.パネルディスカッション：子どもの権利救済機関における制度改善の意義 パネリスト：成瀬 大輔、掛川 亜季（国立市総合オンブズマン）、曾我 智史、横井 真、間宮 静香 コーディネーター：福田みのり、安ウンギョン
コーディネーター	間宮 静香（弁護士） 福田 みのり（山口東京理科大学） 安 ウンギョン（平成国際大学） 横井 真（公益社団法人子ども情報研究センター）

■第2分科会：子どもの虐待防止

テーマ	子ども家庭センターはどのようにあるべきか～母子保健と福祉の協働を目指して
内 容	当分科会では、子ども虐待防止におけるポピュレーションアプローチとして、引き続き、子ども家庭センターの取組みについて自治体からの報告を受け、そのあり方について検討をしたい。 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うという趣旨で、令和4年の児童福祉法改正法（令和 6 年施行）で、「こども家庭センター」（児童福祉法 10 条の 2）の設置が規定されることとなった。 子ども家庭センターは、これまでの子ども家庭支援拠点、子育て世代包括支援センターなどの取組みを踏まえて、改めて法定化されたものであるが、自治体それぞれの状況やこれまでの取組みの経緯、資源を踏まえて地方自治的に取り組む必要があり、それぞれに工夫がなされ、それぞれに課題を抱えている現状にある。 特に、統括支援員の位置づけや機能、サポートプランの作成を含む支援における児童福祉と母子保健の連携・協働、支援のための地域資源の開拓、さらに、子ども家庭センターと児童相談所の関係など、それ自体、自治体内の横の関係、機関間の縦の関係、地域という斜めの関係など、それぞれに課題が指摘されている。 そこで、本年度は、母子保健と児童福祉の連携・協働を基底にしつつ、子ども家庭センターの組織のあり方、地域資源開発、児相等の関係など課題を共有しつつ、子ども家庭センターのあるべき方向性について議論ができればと考えている。
報 告	1.基調報告：子ども家庭センターと連携・協働 中板 育美（武蔵野大学） 2.自治体報告：子ども家庭センターと連携と協働の課題 （1）八田 紳太郎（埼玉県草加市 こども家庭課） （2）内田 淳也（埼玉県嵐山町 福祉課 児童福祉担当） （3）岡崎 真美（東京都豊島区 長崎健康相談所長） （4）佐山 恵子（栃木県中央児童相談所長） 3.パネルディスカッション パネリスト：西川 恭文、内田 淳也、岡崎 真美、佐山 恵子 コーディネーター：鈴木 秀洋、中板 育美、野村 武司
コーディネーター	野村 武司（東京経済大学） 川松 亮（明星大学） 小出 真由美（東洋大学） 鈴木 秀洋（日本大学） 中板 育美（武蔵野大学）

■第3分科会：子どもの居場所

テーマ	子どもとともにつくる児童館・児童クラブ
内 容	児童虐待や不登校、いじめ、自殺する子どもの増加など、子どもを取り巻く環境がその厳しさを増すなか、全国各地で地域のニーズや特性を踏まえた多種多様な居場所づくりの実践が行われている。ところが、居場所づくりは官民間わず多様な取り組みがあることから、子どもの権利を率先して保障しているところもあれば、十分に理解できていない取り組みもある。そこで、国としても「こどもの 権利を基盤とした居場所づくりについて一定の考え方を示すことが求められている」（こども家庭 庁、2023：4）ことから、2023 年 12 月に閣議決定されたのが「こどもの居場所づくりに関する指針」である。ある場が居場所になるかどうかは、子ども本人が決めることである。一方で、子どもの居場所づくりは、主におとなが誰かの居場所となることを願って取り組む。そのため、ジレンマが生じることがある。指針では、「こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所」（こども家庭 庁、2023：8）が居場所づくりの基本的な視点に共通する事項として示された。おとなの「よかれ」ではなく、こどもの声を聴くこと、そしてその声を反映することが居場所づくりに求められている。 こどもの居場所づくりに関する指針において、重要な地域資源として位置づけられたのが公的な居場所としての児童館・放課後児童クラブである。児童館ガイドラインおよび放課後児童クラブ運営指針は、こども基本法・こども大綱・こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえて、子どもの権利に関する記述が充実されたばかりである。そこで本分科会ではこの 2 つにフォーカスし、「子どもとともにつくる児童館・児童クラブ」のありようを探りたい。
報 告	1.自治体報告 (1) 子どもセンターらいつ（児童館）の指定管理者選定への子ども参加 三條 由佳（宮城県石巻市 保健福祉部子育て支援課） (2) 子どもの権利条例に基づく児童館運営一廃止から機能強化へ 鈴木 康平（東京都中野区 子ども教育部育成活動推進課） (3) 児童館で実施する夏休み期間限定の学童保育 金坂 尚人（兵庫県 神戸市立六甲道児童館長） 2.特別発言 (1) 児童館ガイドライン・放課後児童クラブ運営指針の改正について 阿南 健太郎（こども家庭庁成育局成育環境課） (2) ターゲットアプローチとしての子どもの居場所「まいぷれいす」の試み（児童育成支援拠点） 津田 知子（東京都世田谷区 子ども若者部子ども家庭課） 塩野 高志（東京都世田谷区 まいぷれいす施設長）
コーディネーター	安部 芳絵（工学院大学） 浜田 進士（子どもの権利条約総合研究所関西事務所） 西野 博之（フリースペースたまりば）

■第4分科会：子ども参加

テーマ	(仮)「子どもの声」を行政施策にどのように反映していくのか
内 容	2023 年 4 月のこども基本法等の施行により、当事者である「子どもの声」を行政施策に反映させていくことが法的に求められるようになった。こども家庭庁は、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～」(令和6年)を作成し、「こども意見ファシリテーター養成講座」を各地で実施している。本分科会はこれまで、自治体行政における「子ども参加による施策づくり」および「子ども参加を推進する施策づくり」を主たるねらいとして設けられた。この中で、自治体担当者などによる経験交流および意見交換を行い、実際に当事者として参加している子ども自身からの報告や、子ども同士の意見交換にも取り組んできた。 そこで今回は、(1)学校現場における子ども参加のあり方、(2)自治体における子どもの意見聴取・反映のあり方、の 2 つの視点から課題を掘り下げる。 内容としては、基調報告を受けて、①「学校における子ども参加」を実施している自治体・学校からの報告・問題提起および実際に参加している子どもからの報告、②「こども意見ファシリテーター養成講座」の具体的な内容および実際に子どもの声を反映している自治体の取り組みに関する報告・問題提起を行う。
報 告	＊午前 1.基調報告「行政施策に子どもの意見を反映する取り組みの現状と課題」 林 大介(東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会学科) 2.学校における「子ども参加」の取り組み (1)「本巣市こどもの権利条例」作成における子ども参加の取り組みについて 川治 秀輝(岐阜県本巣市 教育委員会教育長) (2)ルールメイキング(校則改正を含む)の取り組みについて 担当教員および中学生・高校生(城北埼玉中学・高等学校) 古野 香織(認定 NPO 法人カタリバ みんなのルールメイキング事業担当) ＊午後(助成：日本財団) 3.自治体における「子どもの意見聴取・反映」に関する取り組みについて (1)こども家庭庁「こども意見ファシリテーター養成講座」の取り組みについて 養成講座委託団体からの報告：Free the Children Japan (2)自治体における「子どもの意見聴取・反映」の取り組みについて 関根 梨絵(埼玉県福祉部こども政策課) 吉川 洋平(和歌山県 共生社会推進部こども家庭局こども未来課) 大岩 美貴子(公益財団法人仙台こども財団企画課／仙台市) 星野 千絵(埼玉県春日部市 こども未来部こども育成課) 川野 麻衣子(特定非営利活動法人北摂こども文化協会／池田市) 4:今後に向けて～コーディネーターから
コーディネーター	林 大介 (東洋大学) 川野 麻衣子(北摂こども文化協会) 喜多 明人(早稲田大学) 吉田 祐一郎(四天王寺大学)

■第5分科会：子ども計画

テーマ	自治体条例（理念）と計画をつなぐ
内 容	近年子ども計画は、自治体においては、これまでの自治体に対する国の個別事業量の算定要請にこたえるかたちの受動的なものから、自治体固有の総合的な計画に移行しているところが増えていた。2025年度から、新しい自治体子ども計画がスタートしている。今回の計画では、保育・子育て支援サービスの利用調整（ニーズ調査）に基づく子ども・子育て支援事業計画などを、それぞれの自治体の子どもの実態を配慮した総合的なものに移行させているところが多くみられる。 子ども計画を考えるときには、子どもの権利の視点をどのように活かすのかということにかかわり、改めて子どもの権利の視点に戻り、自治体の条例の具体化が問われることになる。つまり条例と計画の関係を子どもの権利基盤で地方自治をすすめようとすると、たとえ理念は一緒であっても、その地域性、これまでの施策や制度子どもの実態、支援、その自治体の人口、政治、財政、行政とも深く関連しており、実現には違った困難を伴う。 そうしたなかで困難を克服して子どもの権利の具体化を進めるにあたり、子どもの権利の理念と多様なつなぎ方をする自治体が登場している。今年度は、条例制定の時期、人口規模、地域性の違う4自治体から報告を受け、どのように自治体の子どもの権利条例と計画をつなごうとしているのか、その自治体の努力に焦点を当てる。どのような工夫によって困難を乗り越え、目的を実現したのか学びながら、それぞれの自治体の今後の計画策定と推進について考えたい。
報 告	1. 基調報告 子ども権利の具体化としての子ども計画づくりの現段階 森田 明美（東洋大学名誉教授） 2. 自治体報告 （1）大阪府泉南市：子どもの権利条例を軸に子どもの権利施策をつくる 幸前 弘樹（健康子ども部子ども政策課子ども政策係長） （2）東京都西東京市：子ども計画を土台に継続的な子どもの権利の総合化を進める 宮田 美佳（子ども若者部子ども若者応援課子ども若者計画係長） （3）山梨県韮崎市：子どもの権利条例とこども計画をつなぐ 小林 和記（デジタル戦略課地域戦略担当） （4）東京都文京区：子どもの権利学習と意見表明を子ども条例につなぐ 富沢 勇治（子ども家庭部子ども施策推進担当課長） <特別報告>北陸3県市民と自治体協働団体による子どもの権利の具体化の促進 伊原 尚子（親と子のリレーションシップほくりく、福井県地方自治研究センター） 3. 共同討議 ①条例を軸にして計画や施策を創る ②子どもや若者の参加による計画の促進
コーディネーター	森田 明美（東洋大学） 加藤 悦雄（大妻女子大学） 我謝 美左子（江戸川大学） 井上 寿美（大阪大谷大学）

■第6分科会：子ども条例

テーマ	より実効性のある子ども条例づくりに向かうアプローチ
内 容	子ども条例は、地方自治体が国連子どもの権利条約（政府訳「児童の権利に関する条約」1989年国連採択、1994年日本批准・発効）に則り、子どもの権利を基盤として、子ども施策を推進するための条例である。1998年制定の川西市子どもの人権オンブズパーソン条例、2000年制定の川崎市子どもの権利に関する条例に始まる。これらが先行モデルとなり現在まで、概ね80余の自治体で子どもの権利条約に則る子ども条例が制定されてきた。 他方、国では条約批准後15年の空白を経て2009年に子ども・若者育成支援推進法が制定された後、2016年の児童福祉法の改正では条約の第12条（子どもの意見の尊重）および第3条（子どもの最善の利益）が総則に明確に位置づけられたが、国連子どもの権利委員会は2019年、日本に対して「子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する」と改めて求めた。そうして、ようやく2022年6月、こども基本法が制定され、翌年4月施行された。 本分科会は、これらの経過を踏まえるなか現在まで20年余にわたる「子ども条例」の制定と運営をめぐる自治体や市民等からの報告と検討、議論を通して、次の認識を共有してきた。 子ども条例は、子どもの意見表明・参加を通して子どもの最善の利益を実現していくという条約の原則を「まちづくり」や「学校づくり」に具現する基本的な枠組みとなるものである。そのために子ども条例には次の4つが必要不可欠である。①前文起草をはじめ条例制定のアプローチにおける子ども参加、②子どもの権利を基盤とする条例の目的や理念の明示、③条例の目的等の実現に不可欠な子どもの権利の明文化とそれを受けて実施する子ども施策の重要課題、④条例の実施・運営に関する行政の説明責任の遂行と市民参加による検証の仕組み。 本分科会は以上を踏まえ、子ども条例の意義と役割を再確認しつつ、とりわけ子どもの権利条約発効30年の成果と課題をあらためて認識する中で、「より実効性のある子ども条例づくりに向かうアプローチ」を可能な限り明らかにしつつ共有していくことをテーマとする。
報 告	1.基調報告 仮題「子どもの権利条約30年とこども基本法に根差す子ども条例づくり」 2.自治体報告 (1)(仮題)「子どもの権利と幸せに関する条例制定1年」 報告者: (東京都北区子ども未来課) (2)(仮題)「子どもの権利条例の制定に向けて」 大堀 雄一郎 (大阪府富田林市こども政策課) (3)(仮題)「子どもの権利条例の制定と実施の現状」 報告者: (埼玉県三芳町こども支援課) 3.市民からの報告 (仮題)「子どもの権利条例の制定を求める市民の思いと活動」 三澤 江津子 (埼玉県草加市 子ども広場草加おやこ劇場) 4.特別発言「子ども条例をめぐる自治体や市民からの報告を受けてとめて」 阿部 寛子(東京都小金井市 いかそう!子どもの権利条例の会/KOKO ぶらねっと)
コーディネーター	吉永 省三(千里金蘭大学) 松倉 聡史(旭川市立大学) 内田 塔子(東洋大学) 松原 信継(清泉大学)

●公開コーディネーター会議

2月8日(日)15:50~16:50

コーディネーター:半田 勝久(日本体育大学)

飯塚 結花(NPO法人れでいばード)

*全国自治体シンポジウム、特に分科会のコーディネーターによる「振り返り」を公開で行い、その成果と今後におけた課題について共有します。

■会場のご案内

◎住所:埼玉県三芳町藤久保1100-1



【2026年2月7日(土)】

◎全体会(三芳町文化会館 ホール) 座席 400 席

◎懇親会(三芳町文化会館ミニホール) 100 名程度

※懇親会では酒類のご提供を予定しております。つきましては、安全のため、当日のご来場方法(お車でのご来場の有無)を確認させていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【2026年2月8日(日)】

◎分科会 三芳町役場 庁舎内/ 三芳町文化会館 /三芳町総合体育館

内容	会場
分科会① 子どもの相談・救済	三芳町文化会館ホール
分科会②子どもの虐待防止	三芳町役場庁舎 4 階会議室
分科会③子どもの居場所	三芳町文化会館ミニホール
分科会④子ども参加	三芳町役場庁舎 3 階会議室
分科会⑤子ども計画	三芳町総合体育館 3 階研修室
分科会⑥子ども条例	三芳町役場庁舎 5 階会議室
公開コーディネーター会議	三芳町文化会館ホール

■アクセス

【最寄り駅】 東武東上線みずほ台駅、または鶴瀬駅、またはふじみ野駅下車
路線バス（ライフバス）利用 「三芳町役場」下車

【自動車】 関越自動車道所沢IC または 三芳スマートICより 10 分
※駐車場には限りがあります。

【最寄り駅タクシー利用の場合】 東武東上線鶴瀬駅－会場区間 およそ 3 km
1,200 円程度（参考値・各タクシー会社により異なります）

【路線バス（ライフバス）のご案内】

◎1回 220 円（現金のみ。交通系 IC 等は使えません）

◎三芳町役場に経由するバスをご利用ください。

（行き）各駅発⇒三芳町役場着（帰り）三芳町役場⇒各駅着

1 日目 2 月 7 日（土）（2025.7.31 現在）※三芳町役場経バス

全体会	スケジュール	みずほ台駅 _(西口)	鶴瀬駅 _(西口)	ふじみ野駅 _(西口)
行き 路線バス			⑥12:00	
		⑤12:00	④12:20	
		⑧12:10	⑤12:40	⑥12:45
			④13:00	
13:00	オープニング			
13:15	開催自治体報告	⑤13:20	⑥13:30	
13:50	全体会	⑧13:40		
16:45	終了			
17:15	交流会開始			
帰り 路線バス			④17:07	⑥18:02
			⑤17:07	
			⑥17:24	
19:15	交流会終了		⑥19:09	⑥19:37
19:30		(町借上バス)	⑥21:14	⑥21:42

◎2日目 分科会(三芳町文化会館・体育館・三芳町役場)

行き各駅発⇒三芳町役場着 帰り 三芳町役場⇒各駅着

2月8日(日)(2025.7.31現在)※三芳町役場経由バス

分科会	スケジュール	みずほ台駅 _(西口)	鶴瀬駅 _(西口)	ふじみ野駅 _(西口)
行き 路線バス		⑤8:30	⑧9:10	⑥8:55
		⑤9:00	④9:30	
10:00	分科会			
15:30	分科会終了			
帰り 路線バス	(町借上バス)	(増便予定)		⑥16:17
		⑤16:46		
16:50	コーディネーター ー会議終了			
帰り 路線バス			④17:07	⑥18:02
			⑤17:07	
			⑥17:24	

■参加費 無料

■資料頒布 報告資料代 1,500円(事前振込)

※オンライン視聴による参加で、報告資料集購入の場合は、
別途1冊につき430円の郵送代が必要です。

■昼食の申込み 会場周辺には、昼食会場はございません。分科会(2月8日)のお
弁当を発注しますので、分科会申込時に併せてお申し込みくださ
い。

○オリジナル弁当(お茶付き) 1食1,000円(税込)

■申込み 三芳町ホームページから電子申請

<https://logoform.jp/f/CNKQa>



申込期間 2025年11月10日(月)~2026年1月8日(木)

※原則として先着順。

※資料購入・懇親会・昼食の希望も併せてお申し込みください。

※定員となった分科会には、対面参加の申込みはできません。

■開催事務局 三芳町こども支援課(担当:三室・中村・前田・大野)

電話:049-258-0019/ FAX:049-274-1005

e-mail:kodomo@town.saitama-miyoshi.lg.jp